

地域活動やボランティア活動を保険で応援！

☎市市民連携推進課☎43-9182 ☒市ホームページ内で「住民活動保険」で検索

特徴

（ 圏域住民の皆さんを
広くカバー ）

（ 保険料・加入手続き・
名簿登録不要 ）

（ 事故が発生したときのみ
手続きが必要 ）

【対象となる方は？】

●八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・新郷村・おいらせ町の住民で、地域活動やボランティア活動を行っている人が対象です。（各市町村外の居住者でかつ、上記各市町村内で活動を行っている人も対象となります。）※お祭りや運動会の参加者（競技参加者や一般の来場者）は、保険の対象となりません。

【対象となる活動は？】

町内会活動やボランティア活動などで、
次の要件を満たす活動が対象となります。

（ 活動中の事故であることが客観的に
証明できる必要があります。 ）

- ①自主的に構成された団体や地域住民組織および個人が行っている活動
- ②広く公共の利益を目的とした自主的・自発的な活動
- ③無報酬の活動（交通費など実費の支給は無報酬とみなします。）
- ④日本国内における活動

【対象とならない活動は？】

町内会活動やボランティア活動であっても、
次の要件に該当する活動は対象となりません。

- ①政治、宗教や営利を目的とした活動
- ②自助的な活動や懇親を目的とした活動
- ③職場などの行事として行う活動
- ④学校などの管理下の児童生徒の活動
- ⑤危険度の高い活動

【補償内容は？】

●**傷害保険**／【入院】1日3,000円 【通院】1日2,000円(90日を限度) 【死亡】500万円
【後遺障害】15万円～500万円

●**損害賠償責任保険**／活動者（または活動団体）が過失により、他人にけがをさせたり、他人のものを壊して、
その人から損害賠償を求められ、法律上の責任を負う場合。（自己負担額 5,000円）

【対人賠償】1人につき1億円まで・1事故につき2億円まで 【対物賠償】1事故につき1億円まで

【保管物賠償】1事故につき300万円まで ※現金・証券・美術品は対象となりません。

【万が一事故が起きたら】

●万が一事故が発生した場合は、事故の内容を記録し、速やかに市民連携推進課に電話で連絡してください。
保険の対象となる場合は、その後の手続きを説明します。

活動する際には、進め方に無理がないかをもう一度見直したり、行事のはじめや終わりに仲間と声をかけあうなど、安全管理に努めましょう。

※最終的な保険金などの支払可否は、活動内容や事故原因、事故発生状況などを踏まえ、保険会社により審査・判断されます。

＼「町内会」に加入しましょう！／

町内会に加入し、安心・安全なまちづくりに参加しましょう。お住まいの地域の町内会が分からない場合は、市でお取り次ぎします。

☎市市民連携推進課☎43-9182

＼ボランティアを始めるなら 「八戸市ボランティアセンター」へ／

施設・団体・個人からの相談受付や活動紹介などの橋渡しを行っています。

☎市八戸市ボランティアセンター☎47-2940